

『開かれた民主主義』の批判的検討

山口晃人

1. 本書の概要

本書は、現代民主主義理論を代表する政治哲学者の一人であるエレヌ・ランデモアによる著作である。

本書の目的は、「開かれた民主主義(Open Democracy)」を擁護することだ。開かれた民主主義とは、「国民がいつでも自分たちの声を一般に聞いてもらえ、代表機関が設定したアジェンダに満足できない場合には議案を提出できることを保証する」構想である(p.11¹⁾。

著者は、開かれた民主主義を実装する方法は文脈に依存するとしつつも、その理想的モデルとして、下記のような「開かれたミニパブリック(open mini-public)」を提案する。

アジェンダ設定や立法を目的として長期間(少なくとも数日から数年)集まり、クラウドソーシング・プラットフォームや熟議フォーラム(他のミニパブリックを含む)を介してより多くの人々と接続される、150人から1000人程度の人々からなる、大規模で、あらゆる議題を扱う(all-purpose)、無作為に選ばれた議会。(p.13)

この制度の注目すべき点は2つある。第一に、この制度は、単に選挙制を補完するのではなく、その代替案として提示されている。すなわち、著者が唱える真の民主主義には、立法過程に選挙代表の余地はない(選挙は行政の長を選ぶ際に用いられるだけだ(p.147))。

第二に、この制度では、選挙代表に代わる2種類の民主的代表、「ロトクラシー代表(lottocratic representation)」と「自選代表(self-selected representation)」が重要な役割を果たす。前者は、市民からの無作為抽出で選ばれる代表であり、立法過程の中核を担う。後者は、望む市民は誰でもなることができ、立法に意見表明を行う。

ただし、こうした代表のアイデアは、著者独自のものではない。特に、ロトクラシー代表は、これまでも様々な論者によって提案されてきた(Zakaras[2010], Guerrero[2014], Van Reybrouck [2016:2019], Gastil and Wright[2019], 岡崎[2019], 山口[2020a])。著者の提案の興味深い点は、ロトクラシー代表と自選代表を接続する点だ。ロトクラシー議会はそれ単体で意思決定を行うのではなく、常に議会外の市民と接続され、市民はいつでも自選代表として立法に意見を述べられる。

著者は、開かれた民主主義の5つの制度的原理として、「参加権(participation rights)」、「熟議(deliberation)」、「多数決原理(majoritarian principle)」、「民主的代表(democratic representation)」、「透明性(transparency)」を挙げる。参加権は、イニシアチブ等を通じて、市民のアジェンダ設定へのアクセスを求める(pp.135-8)。熟議と多数決原理は、熟議の上での単純多数決による意思決定を要請する(pp.138-41)。民主的代表はロトクラシー代表を求め(pp.141-2)、透明性は、立法者を市民の監

視下に置き、応答性の確保を要請する(pp.142-4)。これらの原理は、デモス内での「包摂(inclusiveness)」と「平等(equality)」とともに、開かれた民主主義を実装する指針となる(p.144)。

これらの原理からなる開かれた民主主義が、選挙民主主義よりも民主的で、優れたパフォーマンスを発揮するというのが本書全体の主張である。

II. 開かれた民主主義は望ましい意思決定をもたらすか

クラウドソーシングによって意見を募り、それに基づいて無作為抽出された代表者が立法を行うという、非選挙的な民主主義の可能性を提示する点で、本書は非常に野心的なものである。また、理論にとどまらず、第7章を中心に事例研究に取り組んでいる点でも意義がある。

にもかかわらず、本書には3つの疑問点がある。

II.1. 開かれた民主主義の正当化

第一の疑問は、開かれた民主主義の構想が規範的に正当化できているかという点だ。

まず、著者がどのような価値に依拠しているかを見ていく。第1章では、民主主義には、内在的(intrinsic)擁護と道具的(instrumental)擁護があり、前者は市民を対等者として扱い尊重する点に価値を見出し、後者はそれがより良い結果をもたらすという点を重視するとされる(pp.6-7)。第9章では、開かれた民主主義の利点として、①市民を包摂しエンパワーすることで、民衆による統治の理想をより忠実に実行することと、②市民の集合知を利用することで、良いパフォーマンスを発揮する可能性が挙げられる(p.220)。これらから、著者は、デモスに属する人々の包摂と平等の実現(内在的価値)と、優れたパフォーマンス(道具的価値)の観点から、開かれた民主主義を擁護していると考えられる。

しかし、そうした擁護が成功しているかは微妙である。道具的価値の観点では、著者は、人々の多様な観点やヒューリスティクスによって、認識的に優れた決定ができる点から、開かれた民主主義を擁護する(pp.7-8)。この議論は、理論的には、「多様性は能力に勝る(Diversity Trumps Ability: DTA)」定理に依拠していると思われる(pp.41-2)。DTA定理とは、①問題が難しく、②全てのメンバーがある程度の能力を持ち、③多様性があり、④大きな母集団からある程度の人数が選ばれるという4条件が満たされるとき、無作為に選ばれた集団は最高の能力を持つ集団よりも良いパフォーマンスを発揮するというものだ(Page [2008:158-65=2009:206-14])。

しかしながら、DTA定理とその民主主義への援用可能性は論争的であるため(Thompson [2014], Brennan[2016:183-4])、認知的多様性に基づく本書の主張の妥当性も、その分だけ疑わしいものとなる。

また、著者は本書が、「すでに広く一般に共有されている集合的な直観や、活動家によって現場で検証されている直観を一般化し、洗練させ、より深く探求することで成り立つ「帰納的政治理論」」(p.20)であると主張し、自身の構想をミニパブリックスの諸実践から得られた知見に基づき擁護している。

例えば、第7章では、2010～13年のアイスランドの憲法改正過程が取り上げられる。この過程は、無作為抽出された市民による国民フォーラム、アマチュア政治家による憲法討議会、クラウドソーシングによる市民の意見反映など、開かれた民主主義の特徴を有しているとされる。著者によれば、そこで作られた草案は、専門家による2つの草案に比べて優れており(pp.164-71)、その要因は、開かれた民主主義の制度的原理のうち、多数決原理を除く4原理がある程度実現されたことにある。そして草案が法制化

に失敗した原因は、議会が国民の多数意思を無視して採決を見送ったという、多数決原理の不在にあるとされる(pp.172-8)。

しかしながら、本書で扱われる事例は、ほぼアイスランドの憲法改正過程とフランスの気候市民会議に限られており、開かれた民主主義を帰納的に正当化するには不十分である。特に、クラウドソーシングは、ミニパブリックスで一般的に用いられているわけではないし、アイスランドの事例でさえ、著者が挙げる開かれた民主主義の制度的原理を完全に満たしているわけではない。そのため、これらの原理を満たせば、より良い政治制度が実現できると結論づけるには論拠が薄すぎるように思われる。

以下では、より細かな論点から、開かれた民主主義が内在的かつ道具的に望ましいと言えるかを考える。

II.2. 情報源の偏り

第二の疑問は、情報源の偏りが決定を歪めてしまわないかということだ。決定権を持つロトクラシー議会に対し、情報提供を行うのは自選代表と専門家であるが、それらはどちらも一定の偏りを持つ恐れがある。

まず、自選代表は任意参加であるために、必然的に偏る(pp.95-7)。アイスランドのクラウドソーシングは、年長で教育を受けた白人男性に偏っていた(p.162)。万人が自選代表として意見を述べる機会を形式的に平等に与えられるとしても、誰もが等しい確率で自選代表になるわけではない。そのため、開かれた民主主義において、情報源を自選代表に依存することは、社会的に有利な立場にある人々に更に多くの発言権を与えるという規範的に望ましくない帰結をもたらす恐れがある⁽²⁾。多くの人々は自選代表として政治参加する時間がないため、利益団体や職業ロビイストばかりが自選代表となり、立法が牛耳られる恐れもある⁽³⁾。特に、一般市民の

関心が薄い法案については、多様な観点からの意見が集まるかが疑わしく、情報源が一部の利害関係者のみに偏る可能性が高い。

専門家についても同様の懸念がある。全ての議題について、中立的な専門家が得られるとは限らない。専門知を有する利害関係者や行政の官僚が、ロトクラシー代表からの質問に答え、議題についてのプレゼンテーションを行う専門家の役割を務めるケースもあるだろう。素人であるロトクラシー代表は、偏った専門家などによって操作されることなく、適切な判断を下せるだろうか。

したがって、決定権を持つロトクラシー議会が記述的に代表的でも、自選代表や専門家からの情報インプットが偏れば、決定は歪んでしまう恐れがある。

こうした懸念に対し、利益団体などによって、ミニパブリックスでの最終的な決定が歪められる事態は起きていないと著者は指摘する(pp.194-8)。しかしながら、それは、ミニパブリックスが決定権のない助言機関であるため、利益団体には積極的に干渉するメリットがないからかもしれない。それゆえ、決定権を持つロトクラシー議会でも同じことが言えるかは不透明である(Umbers[2021:328-9])。それが利益団体や専門家による支配をもたらすとすれば、市民の平等という内在的な面でも、決定の良さという道具的な面でも、開かれた民主主義は優れているとは言えない。

II.3. 政党は不要か

第三の疑問点は、政党の扱いについてである。著者は、開かれた民主主義には政党が不要だと示唆するが(pp.145-9)、その妥当性は疑わしい。なぜなら、政党は、先述の情報源の偏りの問題に効果的に対処するために必要だと考えられるからだ(山口[2020a:377-9], 山口[2020b])。

第一に、自選代表や専門家と異なり、政党は

再選のために有権者に配慮し、応答的に行動するインセンティブを持つ(Umbers[2021:329-30], 待鳥[2018:216-7])⁽⁴⁾。そのため、自分自身では政治活動を行う資源を持たない市民であっても、選挙で政党に一票を投じることで、影響力を行使し、豊富な政治的資源を持つ行政府や利益団体に対抗することが可能となる。したがって、不平等な政治的資源の分配状況が改善されない限り、政党の廃止は、一般市民から影響力を奪い、豊富な資源を持つ集団に不当に大きな権力を与える結果を招く。

第二に、相互に対立する政党は、ある問題についての対立する意見を代表することで、熟議に貢献する(山口[2020a:378])。複数政党制によって、議題についての賛否両論が示されれば、一面的な意見がロトクラシー議会を支配するリスクが軽減され、多様な観点を考慮した意思決定が行われる蓋然性が高まる。

ただし、上記の指摘は、開かれた民主主義を全面的に否定するものではなく、それが選挙代表(政党)によって補完される必要性を示唆するだけである。ロトクラシー議会での適切な熟議には、自選代表や専門家だけでなく、選挙代表による情報提供も必要である。すなわち、クラウドソーシング・プラットフォームを介して広

く市民から意見を取り入れるだけでなく、選挙制の助言機関も存置すべきである。

III. おわりに

本書は民主主義理論にとって、2つの点で重要な意義を持っていると考えられる。一つは、理論と実践の架橋を試みている点である。少数の事例から一般的な含意を引き出そうとすることは問題含みではあるものの、詳細な事例研究を通じて、自らの制度構想を深化させつつ、現実の実践を理想に近づける方策を示そうとする姿勢は見習うべきものがある。

二つ目は、ロトクラシー代表と自選代表を組み合わせた、非選挙的でラディカルな提案をしている点である。先述の通り、その議論の妥当性には疑問符がつくものの、ロトクラシーか選挙民主主義かといった二項対立的な議論に留まらない、新たな制度的可能性を示す点で、本書は重要である。

今後の民主主義理論研究では、ミニパブリックスなどの様々な制度実践に目配せしつつ、ロトクラシー代表、自選代表、選挙代表などの様々な代表形態の長短について考慮した上で、最適な組み合わせを探る必要がある。

註

1. 特に断りがなく、ページ数のみ表記しているものは、Landemore, Hélène (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*, Princeton NJ: Princeton University Press.からの引用である。
2. 自選代表の過大評価は、ロトクラシー代表の規範的な望ましさの見落としに繋がっている点でも問題である。著者は、自選代表が空間的に平等なアクセスを保障することに対応して、時間的に平等なアクセスを保障することに、ロトクラシー代表の民主的資格を見出す(pp.82-3)。しかしながら、選ばれる確率の低さを考えると、時間的に平等なアクセスの観点から、ロトクラシー代表を正当化するのは困難である。むしろ、その民主的資格は、その記述的な代表性にあると見るべきだろう。ロトクラシー議会の決定は、その代表性ゆえに、全体人口が熟慮した場合に出される決定と一致するので、民主的な正統性を持つと考えるべきではないだろうか(Farrell and Stone[2018:234-6], 山口[2020a:367-8])。

3. 著者は、利益団体などを自選代表の定義から排除するが(p.94, note13)、実践的にそれらを排除する方策は示していない。
4. ただし、選挙による答責メカニズムは不十分なものであり(pp.102-3)、自選代表などについても、評判に基づく信頼性評価が可能かもしれない (p.204)。

文献

- Brennan, Jason (2016) *Against Democracy*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Farrell, David M. and Peter Stone (2018) "Sortition and Mini-Publics: A Different Kind of Representation," in Robert Rohrschneider and Jacques Thomassen (ed.), *The Oxford Handbook of Political Representation in Liberal Democracies*, Oxford: Oxford University Press.
- Gastil, John and Eric O Wright. (2019) *Legislature by Lot: Transformative Designs for Deliberative Governance*, London: Verso.
- Guerrero, Alexander A. (2014) "Against Elections: The Lottocratic Alternative," *Philosophy and Public Affairs* 42(2):135-178.
- Landemore, Hélène (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*, Princeton NJ: Princeton University Press.
- Page, Scot (2008) *The Differences: How the Power of Diversity Creates Better Groups, Firms, Schools, and Societies*, Princeton, NJ: Princeton University Press. =(2009)水谷淳(訳)『「多様な意見」はなぜ正しいのか: 衆愚が集合知に変わるとき』日経BP社.
- Thompson, Abigail (2014) "Does Diversity Trump Ability: An Example of the Misuse of Mathematics in the Social Sciences," *Notices of the AMS* 61(9):1024-1030.
- Umbers, Lachlan M. (2021) "Against Lottocracy," *European Journal of Political Theory* 20(2): 312-334.
- Van Reybrouck, David (2016[2013]) *Tegen Verkiezingen*, Amsterdam en Antwerpen: De Bezige Bij. =(2019) 岡崎晴輝・D. ヴァンオーヴェルパーク (訳)『選挙制を疑う』法政大学出版局.
- Zakaras, Alex (2010) "Lot and Democratic Representation: A Modest Proposal," *Constellations* 17(3):455-471.
- 岡崎晴輝 (2019)「選挙制と抽選制」『憲法研究』5:87-96.
- 待鳥聡史 (2018)『セミナー・知を究める3 民主主義にとって政党とは何か—対立軸なき時代を考える—』ミネルヴァ書房.
- 山口晃人 (2020a)「ロトクラシー：籤に基づく代表制民主主義の検討」『政治思想研究』20:359-392.
- 山口晃人 (2020b)「議会政党の存在意義——政治哲学の観点から」『年報政治学2020=Ⅱ号』100-124.

謝辞

本稿の執筆にあたっては、名古屋大学の田村哲樹先生のゼミでの *Open Democracy* に関する議論から、多くの示唆をいただいた。また、査読者の先生には、本稿を改善する上で有益なコメントを多数いただいた。本稿を執筆するにあたりお世話になったすべての方々へ心より御礼申し上げる。

受稿2021年10月6日／掲載決定2021年11月26日